

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

■ 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方への給付

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

対象 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請 ①の方は申請不要、②・③の方は必要書類を添えて、こども家庭課

■ 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

給付額 1世帯5万円

対象 基本給付対象者の①及び②の方

申請 必要書類を添えてこども家庭課

問合先 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
☎0120-400-903（受付時間：9：00～18：00）
こども家庭課☎(275)6349

▶ 市独自のひとり親世帯支援策を実施します

上記基本給付の対象者②・③に該当される方に対し、市独自の給付金を支給します。

給付額 1世帯3万円

申請 必要書類を添えてこども家庭課

問合先 こども家庭課☎(275)6349

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▲



10万円特別定額給付金の締め切り間近！

- 申請期限 -

令和2年8月12日（消印有効）まで

特別定額給付金実施本部☎(267)4410

事業継続にお困りの中小企業、個人事業者の皆様へ

経済支援 国の持続化給付金

給付上限額 中小法人等 200万円、個人事業者等 100万円

申請期限 令和3年1月15日まで

申請方法 WEB申請

問合先 持続化給付金事業コールセンター
☎0120-115-570（受付時間：8：30～19：00）

※8月31日まで全日対応、9月1日以降平日・日曜日対応
具体的な内容や条件については、経済産業省のホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3カ月間（就職活動の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合先 社会福祉課☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▶



働く保護者の皆様へ

小学校等休業による休職への支援をご活用ください

小学校等の臨時休業に伴い、休業を余儀なくされた個人事業主または保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業者へ支援金を支給します。

支給額

個人事業主▶就業できなかった日数、1日あたり4,100円（令和2年4月1日以降の対象日は定額7,500円に引き上げ）

事業者▶休暇中に支払った賃金相当額×10/10（令和2年4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限8,330円から15,000円に引き上げ）

適用日 令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇

申請期間 令和2年12月28日まで

問合先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金
コールセンター☎0120-60-3999

※申請方法等の詳細については市HPをご覧ください▶



店舗等の家賃の支払いにお困りの方へ

経済支援 家賃支援給付金をご活用ください

固定費の中で大きな負担となる地代・家賃の負担軽減を目的として、賃借人（かりぬし）である事業者に対して給付金を給付します。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者（フリーランス含む）等で5月～12月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上減少

③自らの事業の為に占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額 法人100万円、個人事業主等50万円（いずれも月額）を上限とした6ヶ月分の金額（直近の支払家賃や所有店舗数に応じて変更あり）

申請期限 令和3年1月15日まで（予定）

申請方法 WEB申請

問合先 家賃支援給付金コールセンター
☎0120-653-930（受付時間：8：30～19：00）

※8月31日まで全日対応、9月1日以降平日・日曜日対応

その他「経済支援」に関する情報は経済産業省の特設ページをご覧ください。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

検索